

## 第 75 回大阪市港湾審議会議事録

令和 6 年 11 月 11 日

大阪港湾局

## 目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審議会次第	1
4	出席委員	2
5	審議経過	3

### 附属資料

1	諮問書	19
2	答申書	21

## 1 開催日時

令和6年11月11日（月）

開会 15時00分

閉会 15時40分

## 2 開催場所

大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市役所本庁舎 5階 特別会議室

## 3 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 挨拶

(4) 議事

大阪港港湾計画の軽易な変更について

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(5) 閉会の辞

#### 4 出席委員

	福西	康人	大阪倉庫協会副会長
	増子	祐司	大阪船主会副会長
	西	豊樹	大阪港運協会会長
代	林	晃男	財務省大阪税関総務部企画調整室長
代	伊藤	直樹	国土交通省近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長
代	岩佐	裕二	国土交通省近畿運輸局海事振興部長
	宮本	勝通	大阪海上保安監部長
代	矢野	克己	大阪府都市整備部河川室河川整備課長

## 5 審議経過

開 会 15 時 00 分

○長村総務課長

本日はご多忙の中、第 75 回大阪市港湾審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、本市港湾行政に対しご高配を賜りますこと、お礼を申し上げます。私は本日の進行役を務めます大阪港湾局総務課長の長村でございます。

現在、専門部会委員総数 8 名中 8 名のご出席でございます。大阪市港湾審議会条例第 5 条に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第 75 回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、報道機関を含めました皆様にご覧がございまして、携帯電話はお切りになるか、マナーモード等に設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。また、発言の際にはマイクを手前に倒していただきますようお願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市ホームページで公開いたしますので、よろしくをお願いいたします。なお、審議の開始までは報道関係者のカメラ取材を認めましたことをあらかじめご了承ください。

審議に入ります前に、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

大阪倉庫協会副会長、福西委員でございます。

○福西委員

福西です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

大阪船主会副会長、増子委員でございます。

○増子委員

増子です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

大阪港運協会会長、西委員でございます。

○西委員

西です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

財務省大阪税関長、清水委員の代理といたしまして、大阪税関総務部企画調整室長、林様にご出席いただいております。

○林企画調整室長

林です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

国土交通省近畿地方整備局長、長谷川委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長、伊藤様にご出席いただいております。

○伊藤大阪港湾・空港整備事務所長

伊藤です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

国土交通省近畿運輸局長、岩城委員の代理といたしまして、海事振興部長、岩佐様にご出席いただいております。

○岩佐海事振興部長

岩佐です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

大阪海上保安監部長、宮本委員でございます。

○宮本委員

宮本でございます。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

大阪府都市整備部長、谷口委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課長、矢野様にご出席いただいております。

○矢野河川整備課長

矢野です。よろしくお願いいたします。

○長村総務課長

委員の皆様のご紹介は以上でございます。

次に、第75回大阪市港湾審議会の開催にあたりまして、大阪港湾局長の丸山よりご挨拶申し上げます。

○丸山大阪港湾局長

大阪港湾局長、丸山でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第75回の大阪市港湾審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より本市の港湾行政に対しまして多大なるご尽力、ご協力を賜っておりますことを改めまして深く御礼申し上げる次第でございます。

さて、昨今を取り巻く状況でございますけれども、9月までのコンテナ取扱貨物量につきましては、いまだ2023年を大きく超えることにはならず同程度ということで、2023年は非常に厳しい数字でしたので、そうすると、あまり変わっていないということで、なかなかコロナ前の状況には回復できていないという状況でございます。

さらにアメリカの大統領もこれから代わるなど世界情勢も変わっていくほか、また国内の政治も流動的なところもございます。その中で港湾を取り巻く状況、世界情勢を含めまして依然と厳しい状況になっていくのではないかと危惧もしているところでございます。

しかし、大阪港湾の果たす役割、大阪、関西の経済、市民生活を支えるという役割については、いささかも変わっていないと思いますし、国際コンテナ戦略港湾という施策の下

に集貨、創貨、競争力強化と3つの柱の下、しっかりと取組んでいきたいと思っております。

また、国内フェリー人員につきましては、インバウンド需要ということもございまして、ようやくコロナ前の数字を超えるようになってきたということでございます。それから、クルーズ船の入港数につきましては、今年は過去最高を既に超えることが確実にございまして、来年度、2025年はさらに大きく増える見込みになってございます。インバウンド需要、人については非常に好調な状況になってございます。

一方で大阪港湾局として大きなチャレンジでございます、脱炭素化への取組、カーボンニュートラルポートということで、選ばれる港として大阪港が船会社の皆さん、それから荷主さんからしっかりとこれからも選んでいただけるような港になるために、しっかりと取組んでいく必要があると思っております。なかなかハードルが高い施策ではございますけれども、一つ一つ、委員の皆様とも協力しながらしっかりと取組んでいきたいと思っております。

最後に、皆さんご承知のとおり、市役所の入り口にも飾ってございますけれども、来年開催される万博まであと153日でございます。これまで港湾関係者の皆様方から、万博のときはアクセス大丈夫か、と声をいただきましたけれども、ちょうど3か月前の8月11日に開業いたしました立体交差などの様々なインフラ整備が進められている状況でございます。また、夢洲地区の北側には海上交通による舟運のための係留施設も整備してございます。本日の港湾審議会における審議内容の一つが、港湾計画の変更ということで、夢洲の北側に新たにIR事業者が整備する係留施設と、それから西区川口地区周辺の河川において整備される係留施設、2つの舟運のための施設の位置づけとなっておりますが、舟運の活性化を図るなど引き続き大阪港の発展に努めて参りたいと考えております。

もう1点の諮問事項は港湾環境整備負担金負担対象工事の指定ということで、ご忌憚のない活発なご議論を頂戴できればと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いたします。

○長村総務課長

それでは、ここで資料の確認をお願いいたします。本日の会議は基本的にペーパーレスにて議事進行させていただくこととしております。お手元のパソコンのデータをご確認ください。

まず、次第でございます。それから、大阪市港湾審議会専門部会委員名簿でございます。それから、本日の配席表でございます。次に、右肩に資料1と書いてございます、大阪港港湾計画の軽易な変更について（案）の説明資料でございます。資料2といたしまして、大阪港港湾計画書（案）でございます。それから、資料3といたしまして、大阪港港湾計画資料（案）でございます。資料4といたしまして、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）の説明資料でございます。資料5といたしまして、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）でございます。また参考資料といたしまして、大阪市港湾審議会条例、大阪市港湾審議会運営要綱、港湾環境整備負担金制度について、それから、大阪港案内、PORTs of OSAKAでございます。

資料の不備等はございませんでしょうか。もしございましたら事務局までお申しつけください。

ないようでしたら、それでは以後の議事進行につきましては、増子部会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○増子部会長

大阪船主会の増子でございます。議事進行を務めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名につきましては、清水委員代理出席の林様と岩城委員代理出席の岩佐様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

本日の審議案件は2件です。1件目は、港湾法第3条の3に基づき、令和6年10月22日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、大阪港港湾計画の軽易な変更についてです。2件目は、港湾法第43条の5及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、令和6年10月22日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてです。

はじめに、本日の審議案件につきまして10月23日に開催いたしました本審議会幹事会の結果について大阪港湾局の池田計画整備部長から報告をお願いいたします。

#### ○池田計画整備部長

大阪港湾局計画整備部長の池田でございます。去る10月23日、大阪港湾局会議室におきまして大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会でご審議いただきま  
す大阪港港湾計画の軽易な変更及び港湾環境整備負担金負担対象工事の指定の案につきま  
しては、いずれも異議なしという結論を得ております。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○増子部会長

ありがとうございました。

それでは、大阪港港湾計画の軽易な変更について港湾管理者より説明をお願いいたしま  
す。

#### ○川前計画課長

大阪港湾局計画整備部計画課長の川前でございます。よろしくお願いたします。失礼  
して着座にて説明させていただきます。

議事1の大阪港港湾計画の軽易な変更についてでございます。

議事1に係る審議会に諮る資料としましては、先ほど冒頭で確認のありました資料のう  
ち、資料2の大阪港港湾計画書(案)、こちらは本文4ページの後に港湾計画の位置図です  
とか、2か所の港湾計画図が続いているものでございます。それから資料3の大阪港港湾  
計画資料(案)、こちらは変更理由、港湾施設の規模、配置や土地利用計画、環境の保全等  
に関する資料を記載したものでございます。諮る内容としましてはこういった資料でござ  
いますが、今回の計画変更の内容につきましては、この資料2、3を取りまとめました資料  
1を用いて説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料1の大阪港港湾計画の軽易な変更について(案)、説明資料をご覧ください。

次のページ、1ページをご覧ください。港湾計画についての記述でございます。港湾計  
画とは、港湾法第3条の3に規定される法定計画でございます。港湾空間の開発、利用  
及び保全の指針となる基本的な計画でございます。大阪港におきましては、既に港湾計画  
を策定しておりまして、フロー図の下の変更に該当するものでございます。今回の変更につ  
きましては、この赤の一点鎖線で示しております軽易な変更となります。

次のページをご覧ください。港湾法施行規則によりますと、改訂・一部変更

変更とは、係留施設につきましては、直轄事業の対象となる施設、外貿では水深 12m 以上の岸壁、内貿では、コンテナ、フェリー、RORO 船用の岸壁でございます。また、水域施設につきましては、主要な航路ですとか、直轄事業の対象となる係留施設のための泊地が該当するものでございます。また、土地利用計画につきましては、面積が 20 ヘクタール以上の変更などとなっております、今回の変更につきましては、これらのいずれにも該当しないため、軽易な変更とするものでございます。

3 ページをご覧ください。港湾計画図上に今回変更する箇所をお示ししたものでございます。1 つ目が左側、夢洲地区に示しているものでございまして、専用埠頭計画、外郭施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域、将来構想の変更を行うものでございます。また 2 つ目が、図の右側にございます西地区に示しているものでございまして、こちらは専用埠頭計画の変更を行うものでございます。

それでは、まず夢洲地区の変更内容について説明いたします。4 ページをご覧ください。開発事業者の要請に基づきまして、専用埠頭計画及び外郭施設計画を新たに位置づけるものでございます。係留施設の整備に合わせまして、国際観光拠点としてウォーターフロント空間と一体となった空間形成を図るため、背後の土地利用計画の一部を変更するものでございます。また、この事業計画の具体化に伴いまして利用形態の見直しの検討が必要な区域及び将来構想（係留施設）の位置を変更するものでございます。画面の下側に位置図でございますとか、現況の航空写真をお示ししているものでございます。

次のページをご覧ください。専用埠頭計画の変更、外郭施設計画の変更についてお示しているものでございます。左側に既定計画の図、右側に今回の変更計画の図を示しております。専用埠頭計画としまして、小型栈橋を 1 基、また外郭施設計画としまして波除堤の延長 90m を位置づけるものでございます。

次のページ 6 ページをご覧ください。土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域、将来構想（係留留施）の変更についてお示したものでございます。計画図は先ほどの図と同じものではございますが、見出しの内容が異なっているものでございます。また土地利用計画につきましては、真ん中少し下の A-A' 断面図をご覧ください。既定計画では、水際線より 100m を緑地として計画しておりましたが、IR 事業者の施設計画の具体化を踏まえまして、内陸側の 67m を緑地から交流厚生用地に変更するものでございます。また、将来構想（係留施設）につきましては、左側の既定計画の図では、細かい破線で示されている箇所にしておりましたが、先ほどお示ししましたように当該箇所では IR の専

用埠頭でございますとか、外郭施設が計画されております。一方で、今後、夢洲の開発が進んでいく中で旅客船等の需要の高まりに対応するために、さらなる係留施設の整備を将来的に行う可能性があるため、IRの埠頭ですとか外郭施設等の整備箇所を避けた西側のところに将来構想（係留施設）を引き続き位置づけるものとしたものでございます。また、これらの変更を踏まえまして、利用形態の見直しの検討が必要な区域を、形状を変えておるものでございます。

7ページをご覧ください。変更の背景でございます。大阪IRを起点とした海上アクセスルートの構築を図ることとしておりまして、IR区域はUSJや海遊館のあるベイエリアに位置しているとともに、海に囲まれた夢洲の立地特性を活かしまして、関空や大阪湾内各所とつながる海上交通ネットワークの構築を目指すものでございます。IRの専用埠頭を設けることで、利便性の高い交通アクセスの実現を図るものでございます。具体的な航路につきましては未定でございますが、左下の想定運航ルート図にありますように、関空ですとか神戸空港方面、また市内近傍の集客施設等を結びまして、船による夢洲へのアクセスを可能とし、IRへの来訪者の利便性、また夢洲から各所へのアクセス機能の強化を可能とするものでございます。

8ページをご覧ください。施設整備内容を左側にお示ししてございます。延長40m、幅約10mの浮体式の小型栈橋を1基、延長90mの波除堤、また小型栈橋と護岸をつなぐ延長約30m、幅約3mの連絡橋を整備するものでございます。

ページ右上に今後のスケジュールを示してございます。IRの開業に合わせまして運航開始できるように整備を行っていく予定と聞いてございます。

また、その下側に船舶の離着栈を示しておるものでございます。今回計画している小型栈橋に想定している船舶、全長20～30mの旅客船が着岸する際、離岸する際に自力で回頭できる広さを確保していることを示しているものでございます。

次のページをご覧ください。計画変更に伴う環境影響について、でございます。上側の専用埠頭計画及び外郭施設計画の変更について、でございますが、大気質につきましては、今回計画の専用埠頭を利用する船舶は、先ほども申し上げましたが全長20～30m程度の総トン数200トン未満の小型旅客船でございます。大型貨物船と比べて大気汚染物質の排出量は極めて少ないものと想定されるため、総量への影響は軽微であると考えてございます。

また、潮流・水質につきましては、今回計画の栈橋や波除堤の存在によって海域の流況

に影響を及ぼす可能性はほとんどなく、大阪港港湾区域内外の流況を大きく変えるものではないため、潮流・水質に及ぼす影響は軽微であると考えております。

次に、下段の土地利用計画の変更につきまして、緑地から交流厚生用地に変更することにより、窒素酸化物の排出量が増加するものの、大阪港全体の排出量からすると軽微なものでございます。また、既定計画におきまして、国際観光拠点の形成を図る夢洲中央部での集客を年間3,000万人、また、来られる従業員の方々が1日3.2万人と想定して発生集中交通量を算出しておりますが、今回の土地利用計画変更によりまして、それらの想定は変わらないため、周辺道路の交通量を増加させるものではないことから、騒音・振動に及ぼす影響は軽微であると考えております。

これらを踏まえ、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微であると考えております。以上が、夢洲地区の変更内容の説明でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。ここからは、西地区の専用埠頭計画の変更についての説明でございます。舟運の活性化を図る大阪府の要請に基づきまして、専用埠頭計画を新たに位置づけるものでございます。水都大阪の魅力を今後の大阪観光の柱の一つとして成長させるために、大阪府事業により整備される栈橋を新たに位置づけるものでございます。

次のページをご覧ください。専用埠頭計画の新規計画としまして、変更後の右側の図にございます小型栈橋4基を位置づけるものでございます。

次のページ、12ページをご覧ください。計画の背景につきまして、でございますが、大阪の都心部に隣接した係留施設の整備を図るものでございまして、民間事業者の創意工夫によるにぎわいの創出や水都大阪の魅力発信などにより、舟運の活性化や地域の活性化を図るものでございます。大阪の都心部に一番近いプレジャーボートの係留施設が整備されるということで、大阪府が整備する公設の船着場と合わせまして、民間事業者が船着場、にぎわい施設などとともに一体的な管理・運営を行いまして、万博開催時だけでなく、万博後も水都大阪の魅力を発信するなど、大阪の成長に寄与することを想定してございます。

次のページをご覧ください。施設整備内容でございます。長さ20m、幅2mの浮体式の栈橋を3基、それから、長さ150m、幅2mの浮体式の栈橋を1基、計4基及び乗降用タラップなど付帯設備を整備するものでございます。

この右側に、今後のスケジュールを示してございます。今回計画の栈橋は、計画の概要公示後に速やかに工事の着手を行いまして、令和7年度早々に工事を完了することを目指

してございます。また、その下側に大阪府の整備する公設の船着場のスケジュールが示されておりますが、こちらのほうは既に工事を着手しておりまして、今年度中に工事完了し、万博開催までに開業する予定と聞いてございます。

またこのページの下半分に、船舶の離着岸について示してございます。今回計画の棧橋に想定している船舶、全長 25m のプレジャーボートが着岸する際、離岸する際に自力で回頭できる広さを確保できることを示しているものでございます。また一番下側ではございますが、こちらは既定計画の公設船着場に今回計画の専用埠頭が整備された際に、その公設船着場に着岸、離岸する際に自力で回頭できる広さが確保できることを示しているものでございます。

次のページ、14 ページをご覧ください。今回の計画変更に伴う環境影響につきまして、大気質につきましては、今回計画の専用埠頭では、最大でも総トン数 50 トン程度の小型船の利用を想定しておりまして、大型船と比べて大気汚染物質の排出量は極めて少ないものと想定されるため、総量への影響は軽微であると考えてございます。また、潮流・水質につきましては、新たに設置する係留施設は浮棧橋構造でございまして、潮流・水質に大きな影響を及ぼすものではないと考えてございます。これらのことから、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微であると考えてございます。

以上が西地区の変更内容でございます。

次のページ 15 ページをご覧ください。今回の計画案を本審議会に諮問しまして答申を得た後に、国土交通大臣に計画を送付し、港湾計画の概要を 12 月に公示する予定でございます。

以上が、大阪港港湾計画の軽易な変更についての説明でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○増子部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問ございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

大阪港港湾計画の軽易な変更について、原案のとおり適当であるといった答申を行うことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増子部会長

ありがとうございます。ご異議がございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

それでは続きまして、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○針原工務課長

大阪港湾局計画整備部工務課長の針原といいます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

案件につきましては、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、でございます。資料としましては、資料4と資料5がありますが、資料4を用いて説明したいと思いますので、資料4を開いていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。港湾環境整備負担金制度といいますのは、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事につきまして、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場で敷地面積が1万平方メートル以上を有する事業者にご負担いただくというもので、昭和48年の港湾法改正により創設された制度となっております。大阪市では、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会の答申を得まして、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行してきているところでございます。

(1)の負担対象工事につきましては、陸域におけます緑地・海浜等の建設改良工事及び維持工事、また水域の公害汚泥浚渫等の工事、漂流物、沈没船等の除去清掃工事を対象としております。

(2)の負担対象事業者につきましては、負担対象工事の完了日、令和6年3月31日時点で臨港地区及び港湾区域におきまして、工場、事業場などの敷地面積の合計が1万平方メートル以上である事業者を対象とさせていただいております。

次の2ページをご覧いただきたいと思います。(3)の負担割合は、原則2分の1としておりますが、対象事業者の過度な負担とならないよう、工事の種類・規模などを考慮しまして、2分の1から32分の1の範囲内で定めているところでございます。

(4) の各事業者の負担額につきましては、それぞれの事業者の敷地面積割合に応じて徴収するものとしております。

(5) の負担金の算定ですが、負担対象工事に要しました費用に、先ほど申し上げた(3)の負担割合を掛けまして、さらに負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を掛けたものが負担金の額となりまして、下段に示しております負担金の算定式のとおりとなっております。

次に3ページをご覧いただきたいと思っております。

(6) の負担金の徴収ですが、港湾環境整備負担金の徴収までの手続きを示してごさいます。負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定することとなっておりますが、条例によりまして、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴取するということになっております。港湾審議会で審議・答申をいただいた後、条例によりまして負担対象工事の指定の告示を行いまして、負担対象事業者の方々に負担金の額の確定通知を行います。その後、対象事業者の方々には、指定された期日までに負担金を納付していただくという流れになっております。

なお、別の資料で参考資料を付けてごさいますが、その5ページ以降に大阪市港湾環境整備負担金条例、及び施行規則、並びに関連します港湾法等の抜粋も掲載しておりますので、また後ほどでもご覧いただければと思っております。

続きまして資料4に戻っていただきたいと思っております。4ページをご覧いただきたいと思っております。港湾審議会への諮問事項である港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、です。

上段の港湾審議会への諮問につきましては、昨年度に本市が実施しました負担対象工事の指定にあたり、条例第9条第2号の規定により、あらかじめ港湾審議会のご意見を伺うというものです。

次に下段の諮問内容でございまして、条例第2条第2号に規定されています負担対象工事の指定において告示をする項目となっております。記載してあります工事の種類、名称、実施場所、完了日、要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場等敷地面積の合計の計8項目となっております。

これらについてまとめたものが次のページにあります資料となっております。先ほど言いました8項目をこの一覧表の1行目に記載してございまして、工事の種類ごとに記述をしております。

まず一番左側の項目、工事の種類を見ていただきますと、種類は4種類ありますが、その中の一番上の港湾環境整備施設の建設又は改良工事は、昨年度は実施しておりませんので、その下の3種類について説明をさせていただきます。

工事の種類の中の2段目の港湾環境整備施設の維持の工事について、工事の名称は、臨港緑地の維持工事としております。臨港緑地につきましては、在外臨海部にあります比較的小規模な緑地である此花区、港区、大正区、住之江区の臨港緑地17か所と緑道が対象となっているほか、それ以外の比較的大規模な緑地である此花区の舞洲ですとか、常吉西の緑地、住之江区のコスモスクエア海浜緑地等が対象となっております。これらを2つに分けて、それぞれの負担割合を設定してきているところでございます。上段の在来臨海部の緑地につきましては、工事の費用は1億5,757万8千円となっております、負担割合としまして、地域住民ですとか近隣事業者が主に利用する緑地ということもございまして、2分の1の負担ということにしております。その下段は、常吉西臨港緑地等の大規模な緑地で、工事費は2億9,818万3千円で、負担割合としましては地域住民や近隣事業者だけではなくて、広く市民や市外の方も利用する大規模な緑地ということもございまして、16分の1というような形で軽減をさせていただいております。これらの緑地の維持工事についての負担区域は、大阪港臨港地区で、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,637万5,000平方メートルとなっております。以上が陸域の工事となっております。

続きまして工事の種類の中の3段目、港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他処理のための工事についてですが、工事の名称は、公害汚泥排除工事としております。工事に要した費用は6億97万8千円となっております。負担割合につきましては、汚染の直接の原因者が特定できないということや、短期に大規模工事を実施する場合もありまして、事業者の負担が過大となりすぎることから、最も低い負担割合ということで32分の1と設定してきているところでございます。

続きまして工事の種類の中の4段目になります漂流物の除去、その他清掃のための工事についてですが、工事の名称は、港内清掃及び沈没船処理工事であり、工事に要した費用は3,045万6千円であり、負担割合は2分の1としております。

これら海域の工事につきましては、負担区域である大阪港港湾区域と臨港地区の負担区域内の事業場等敷地面積の合計は、1,724万8千平方メートルとなっております。工事に要した費用の合計は、最下段に示しますように10億8,719万5千円となっております。

6ページ以降は、昨年度実際に工事を行った具体的な内容について、場所と合わせてお

示しをしております。

まず6ページは、臨港地区の維持工事について記載しています。先ほど言いました2つの区分の緑地がありまして、(1)に示します在来臨海部の緑地につきましては、写真を添付している、此花西部臨港緑地のインターロッキング舗装の補修等を行っております、1億5,757万8千円。(2)に示しています常吉西臨港緑地等の大規模な緑地につきましては、写真を添付していますが、アスファルト舗装の補修等で2億9,818万3千円となっております。

続きまして次のページを見ていただきたいと思います。公害汚泥排除工事としましては、大阪港港湾区域内の木津川ですとか三十間堀の汚泥を除去するものでございまして、その費用6億97万8千円を示しております。また、港内清掃や沈廃船の処理としまして、港湾区域内で3,045万6千円の費用がかかってございまして、下の写真が港内清掃の写真となっております。

これらの工事場所を分かるように示したものが最後の8ページとなっております。緑地は、先ほどから説明しておりますように2つの区分がありまして、図上で緑色のハッチをつけているところが16分の1の工事ということで、白色の部分が2分の1、青色の部分が公害浚渫の箇所ということで、32分の1という形で示させていただいております。

なお、本制度発足以来、ご負担いただく事業者の皆様方のご意見をいただくということで、各業界団体の代表の皆様方には事前に説明をさせていただいております、本年度につきましても令和6年10月18日に説明を行いまして、皆様方にはご理解をいただきたところでございます。

港湾環境整備負担金についての説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○増子部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの議案につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問ございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、原案のとおり適当であると答申を行うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増子部会長

ご異議がございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

以上をもちまして、本日の議事については終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

○長村総務課長

ありがとうございました。それでは、これもちまして第75回大阪市港湾審議会を終了いたします。本日はご多忙のところご出席賜り、誠にありがとうございます。

閉 会 15 時 40 分

大阪市港湾審議会 専門部会長 増子 祐司 印

大阪市港湾審議会 委員 代 林 晃 男 印

大阪市港湾審議会 委員 代 岩佐 裕二 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第e-1170号

令和6年10月22日

大阪市港湾審議会

会長 松尾 俊彦 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

大阪港港湾計画－軽易な変更－について（諮問）

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 大阪港港湾計画書（案）及び大阪港港湾計画資料（案）については省略

大大阪港第e-1175号

令和6年10月22日

大阪市港湾審議会

会長 松尾 俊彦 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）は省略

2 答申書

大港湾審第3号

令和6年11月11日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸 様

大阪市港湾審議会

会長 松尾 俊彦

「大阪港港湾計画―軽易な変更―」及び  
「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について(答申)

令和6年10月22日付け大大阪港第e-1170号及び令和6年10月22日付け大大阪港第e-1175号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。